

伊方町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月5日(木) 13:25～13:55

2. 開催場所 伊方町役場本庁 6階 大会議室

3. 農業委員会

①出席委員 13人

会長 6番 井上 利彦

委員 1番 上甲 覚

2番 土居 裕子

3番 阿部 弘喜

4番 高野 晃一

7番 兵頭 英樹

8番 米田 慎一郎

9番 濱本 虎夫

10番 中田 初美

11番 松本 虎彦

12番 木野本 伸行

13番 梶原 知樹

14番 津田 正利

②欠席委員 1人

委員 5番 大野 信幸

4. 農地利用最適化推進委員

①出席推進委員 なし

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第4 報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第5 報告第14号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第6 報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第7 報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程第8 報告第17号 農用地利用権設定解除申請について

日程第9 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第10 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 1 1 議案第 1 8 号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（案）の
決定について

6. 出席した事務局職員

主 任 中村 吉裕
主 事 宮本 聖真

7. 会議の概要

事務局	それではただ今から、10月の定例総会を開会いたします。開会にあたりまして、井上会長からご挨拶を申し上げます。
会長	(井上会長・あいさつ)
事務局	ありがとうございました。 それでは、議事に入らせていただきます。 これより議事進行は、井上会長にお願いします。
議長	ただ今から、10月定例総会の会議を開きます。本日の出席委員は、14名中13名で定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。 なお、5番 大野委員は、欠席の旨通告がありましたので、ご報告します。
議長	日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 それでは、12番木野本委員、13番梶原委員にお願いいたします。
議長	次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。 会期は、本日の、1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 よって、会期は、本日の1日と決定しました。
議長	次に、日程第3～7、「報告第12号～16号まで、農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を同一の届出なので、一括して報告します。事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、1ページの、報告第12号をご覧ください。 (報告書説明)

内容につきましては、令和5年8月21日に届け出があったものです。権利を取得した者は、〇〇県〇〇市〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇氏で、同町〇〇番地以下6筆の〇〇〇〇㎡を昭和58年12月24日に権利を取得したものです。権利を取得した理由は、相続で被相続人は、〇〇 〇〇氏です。取得した権利の種類及び内容は、所有権で農業委員会による斡旋等の希望は、「有り」となっております。

つづきまして、報告第13号をご覧ください。

(報告書説明)

令和5年8月24日に届け出があったものです。権利を取得した者は、同町〇〇番地〇 〇〇 〇〇氏で、同町〇〇番〇の1筆で、〇〇〇〇㎡を令和5年3月27日に権利を取得したものです。権利を取得した理由は、相続で被相続人は、〇〇 〇〇氏です。取得した権利の種類及び内容は、所有権で農業委員会による斡旋等は、「無」となっております。

つづきまして、報告第14号をご覧ください。

(報告書説明)

令和5年8月24日に届け出があったものです。権利を取得した者は、〇〇市〇〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇氏で、同町〇〇番以下20筆の〇〇.〇〇㎡を令和5年3月27日に権利を取得したものです。権利を取得した理由は、相続で、被相続人は、〇〇 〇〇氏です。取得した権利の種類及び内容は、所有権で、農業委員会による斡旋等の希望は「無」となっております。

つづきまして、報告第15号をご覧ください。

(報告書説明)

令和5年9月14日に届け出があったものです。権利を取得した者は、〇〇〇市〇〇番地 〇〇 〇〇氏で、同町〇〇番1の1筆で、〇〇㎡を令和5年3月19日に権利を取得したものです。権利を取得した理由は、相続で被相続人は、〇〇 〇〇氏です。取得した権利の種類及び内容は、所有権で農業委員会による斡旋等は、「無」となっております。

つづきまして、報告第16号をご覧ください。

(報告書説明)

令和5年9月14日に届け出があったものです。権利を取得した者は、同町〇〇番地 〇〇 〇〇氏で、同町〇〇番以下5筆の〇〇〇〇㎡を平成4年11月10日に権利を取得したものです。権利を取得した理由は、相続で、被相続人は、〇〇 〇〇氏です。取得した権利の種類及び内容は、所有権で、農業委員会による斡旋等の希望は「無」となっております。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、この件について、質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないようですので、次に移ります。

日程第8、「報告第17号 農用地利用権設定解除申出について」事務局から、説明をお願いします。

事務局

それでは、6ページの、議案第17号をご覧ください。

(報告書説明)

解除届出は、令和5年9月15日に借りて、貸し手双方が合意の上、伊方町長に提出されたものです。

解除の理由としては、社名・代表者変更に伴う解除ということです。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局からの説明がありましたが、内容について、質疑はありませんか。

(質問・意見なし)

質疑がないようですので、次に移ります。

議長

日程第9、10議案第16号17号「農地法第3条の規定による許可申請について」同一議案なので一括して議題といたします。

なお質疑はそれぞれ行います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは7ページの議案第16号をご覧ください。

8ページは位置図を付けております。

本件は、地元関係者での所有権移転となっております。

(議案説明)

農地法第3条では、農地又は採草放牧地について所有権移転する場合は、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないこととなっており、譲渡人は、財産の一部贈与を適用して、地元の農家へ農地を贈与する。譲受人は、経営主として農業に精進するものであります。

それでは、農地法第3条第2項の各号について説明をいたします。

本日、お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調書①をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として、農業用自動車1台、噴霧器3台、草刈り機5台、2tダンプ1台、モノレール12基、3tトラック1台、肉用牛80頭を所有されております。非耕作地は、条件不利地7,795㎡、貸付地はありません。農作業経験も十分ありますので、効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事者ですが、申請人は年間300日従事しているため、常

時従事者と見込まれます。

第5号の転貸には、該当いたしません。

第6号の地域調和ですが、譲受人は、今まで耕作していた農地を引き続き耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと思われるので、地域調和要件を満たしていると思込まれる。

以上で、説明を終わります。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、9番濱本委員から現地調査の結果をお願いします。

9番

濱本委員

松本推進委員と現地等の調査を行いました。事務局から説明がありましたとおり、農地法の要件は満たしております。周辺の農地並びに地域営農には、影響がないものと思われます。以上のことから問題は無いものと思います。ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局、担当委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第16号は、原案のとおり決定いたしました。

議長

次に議案第17号について、事務局からの説明をお願いします。

事務局

(議案書説明)

それでは、農地法第3条第29ページをご覧ください。

本件も農地法第3条の所有権移転に伴う許可になります。

10ページから14ページまでは、位置図をつけております。

項目の各号について説明をいたします。

本日、お配りしました農地法第3条の規定による許可申請に係る調書②をご覧ください。

第1号の全部効率利用要件ですが、耕作に必要な農機具として、農業用自動車1台、選果機1台、草刈機2台、動力噴霧機1台、モノレール4基、管理機1台、チェーン2台を所有されております。非耕作地は、ありません。隣町で温州ミカンを作っており、農作業経験も十分ありますので、効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については、該当いたしません。

第4号の農作業常時従事者ですが、申請人は年間250日従事しているため、常時従事者と見込まれます。

第5号の転貸には、該当いたしません。

第6号の地域調和ですが、譲受人は、地元にはゆかりがあり、また、保内町で農業を行っており、農地取得に伴い地域農業の調和を乱すような取得にはならないと見込まれます。

以上で説明を終わります。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、12番木野本委員から現地調査の結果をお願いします。

12番
木野本委員

西村推進委員と一緒に現地確認を行いました。事務局から説明がありましたとおり、農地法の要件はすべて満たしており、周辺農地並びに地域営農には影響ないものと思われま。以上のことから特に問題はないものと思われま。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。
ただいま事務局、担当委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第17号について原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第17号は原案のとおり決定いたしました。

事務局

次に、日程第11、議案第18号「農用地経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。
事務局からの説明をお願いします。

事務局

15・16ページ、議案第18号をご覧ください。
この議案は、伊方町長より令和5年9月27日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権設定の計画が2件で35筆、面積は、49,273㎡です。
それでは、議案を読み上げます。
(議案説明)

〇〇氏と農事組合法人〇〇〇〇は先ほどの〇〇〇から社名及び代表理事を

変更するものです。

次の件は、親子間での使用貸借となっており、実際は更新なのですが、書類提出日の関係で、新規扱いとなっております。

以上の計画要請の内容は、農業者に対する農用地の利用集積、経営強化促進の健全な発展に寄与することを目的としております。

以上で説明を終わります。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
(質問・意見なし)

議長

よろしいですか、それでは採決いたします。

議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第18号は、原案のとおり決定いたしました。

議長

以上で、本日の審議は終了しました。

その他を議題とします。

委員さんから、その他についてありませんか。

(質疑なし)

事務局からありませんか。

(何もなし)

次回の農業委員会総会の日程を決めたいと思います。

11月6日午後1時30分から総会を開催する予定ですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、以上をもちまして、伊方町農業委員会10月定例総会を閉会いたします。

(閉会時間 13:55)